



2020年6月29日

各 位

上場会社名 双信電機株式会社
 代表者名 代表取締役社長 上岡 崇
 (コード番号: 6938 東証第1部)
 問合せ先 経営推進本部長 中西 港二
 (TEL. 03-5730-4500)

**第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の
 払込完了に関するお知らせ (転換価額修正条項付)**

当社は、2020年5月29日開催の当社取締役会において決議いたしました、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行に関して、本日、発行価額の総額（1,500,000,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の詳細につきましては、2020年5月29日付で開示いたしました「第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ (転換価額修正条項付)」及び2020年6月1日付で開示いたしました「(訂正) 第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ (転換価額修正条項付)」をご参照ください。

記

<本新株予約権付社債の概要>

(1) 払込期日	2020年6月29日
(2) 新株予約権の総数	15個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各社債の払込金額: 100,000,000円 (各社債の金額100円につき100円)。 本新株予約権付社債の新株予約権部分 (以下「本新株予約権」という。) と引き換えに金銭の払込みは要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	当初転換価額及び下限転換価額における潜在株式数: 2,504,173株 (新株予約権1個につき166,944株) 上限転換価額はありません。
(5) 調達資金の額	金1,500,000,000円
(6) 転換価額及びその修正条項	当初転換価額: 599円 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額 (以下「転換価額」という。) は、2020年5月29日に開催された取締役会決議の前日 (2020年5月28日) における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の150% (1円未満の端数を切り上げた金額) にあたる599円とします。但し、転換価額は、以下に定めるところに従い調整されることがあります。 転換価額は、本新株予約権の各行使請求に係る行使請求書が当社に

	提出された日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、修正日以降、修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額が 599 円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	日本碍子株式会社：6 個 釜屋電機株式会社：9 個
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、日本碍子株式会社及び釜屋電機株式会社のそれぞれと 2020 年 6 月 22 日付で締結した総数引受契約書にて、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の 10%を超える場合には、原則として、当該 10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第 436 条第 4 項及び第 5 項に規定する内容を定めております。

以 上